百八十六	室内装飾繊維品卸売業
百八十七	陶磁器・ガラス器卸売業
百八十八	肥料・飼料卸売業
百八十九	スポーツ用品卸売業
百九十	娯楽用品・がん具卸売業
百九十一	ジュエリー製品卸売業
百九十二	書籍・雑誌卸売業
百九十三	他に分類されないその他の卸売業
百九十四	呉服・服地小売業
百九十五	男子服小売業
百九十六	靴小売業
百九十七	履物小売業（靴を除く）
百九十八	かばん・袋物小売業
百九十九	下着類小売業
二百	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
二百一	酒小売業
二百二	米穀類小売業
二百三	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）
二百四	電気機械器具小売業（中古品を除く）
二百五	電気事務機械器具小売業（中古品を除く）
二百六	家具小売業
二百七	宗教用具小売業
二百八	他に分類されないじゅう器小売業
二百九	肥料・飼料小売業
二百十	ガソリンスタンド
二百十一	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
二百十二	書籍・雑誌小売業（古本を除く）
二百十三	古本小売業
二百十四	紙・文房具小売業
二百十五	がん具・娯楽用品小売業
二百十六	楽器小売業
二百十七	時計・眼鏡・光学機械小売業
二百十八	ジュエリー製品小売業
二百十九	ペット・ペット用品小売業
二百二十	他に分類されないその他の小売業
二百二十一	スポーツ・娯楽用品賃貸業
二百二十二	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
二百二十三	他に分類されない専門サービス業
二百二十四	建築設計業
二百二十五	結婚式場業
二百二十六	ボウリング場
二百二十七	ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）
二百二十八	マリーナ業
二百二十九	カラオケボックス業
二百三十	音楽教授業
二百三十一	他に分類されない教育，学習支援業
二百三十二	その他の療術業
二百三十三	歯科技工所
二百三十四	自動車一般整備業
二百三十五	その他の自動車整備業
二百三十六	ディスプレイ業
二百三十七	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）を除く。）

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。

三　適正化法第二条第一項第七号及び第八号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）、第六項から第十項までに規定する営業を除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。